論 説

データ集積を伴う企業結合における注意点

 押
 野
 雅
 史*

 花
 本
 浩
 一
 郎**

 阪
 本
 凌***

抄 録 近時, データ集積を伴う企業結合についての競争当局の関心が高まっている。欧米においては, 2000年代より, 競争当局や裁判所が企業結合に関してデータの集積に着目した調査や判断を行っており, 日本においても, 公正取引委員会が企業結合審査に関するガイドラインを改定し, 当事会社が競争上重要なデータを保有する場合の企業結合審査の留意点が盛り込まれた。

そこで、本稿では、データ集積を伴う企業結合という観点で注目に値する近時の日本の事例を取り上げて、当事会社が希少なデータを保有する企業結合における市場シェアの算定方法や、当事会社の供給拒否や抱き合わせ販売による競争事業者の排除といった市場への悪影響の判断方法につき検討するとともに、海外においてデータの集積や知的財産権が問題となった企業結合事例につき解説した上で、法整備の今後の動向及び日本企業がデータ集積を伴う企業結合を検討する際の注意点につき述べる。

目 次

- 1. はじめに
- 2. データ集積を伴う企業結合について
 - 2. 1 届出規制
 - 2. 2 実体規制
- 3. エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得に関する審査
 - 3. 1 事案の概要
 - 3.2 一定の取引分野
 - 3. 3 競争の実質的制限
 - 3. 4 垂直型企業結合
 - 3. 5 混合型企業結合
- 4. 知的財産的観点と企業結合
 - 4. 1 知的財産的観点からの企業結合における トピック
 - 4. 2 企業結合に関して知的財産権に検討が及 んだ事例
- 5. 企業結合に関わる法整備等の今後の動向
 - 5. 1 日 本
 - 5. 2 海 外
- 6. おわりに

1. はじめに

近時、当事会社が保有するデータ(顧客データやコンテンツデータ等広くデータ一般)が集積されること(以下「データ集積」という。)を伴う企業結合についての競争当局の関心が高まっている。日本においても、公正取引委員会(以下「公取委」という。)及び競争政策研究センターが企業結合によるデータの集積に関する企業結合審査の留意点を報告したこと¹⁾を皮切りに、政府の成長戦略実行計画においてもデータの価値評価を含めたガイドラインの整備の必要性が指摘された²⁾。そして、昨年末には、公取委の企業結合に係るガイドライン(具体的には、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用

^{*} TMI総合法律事務所 弁護士 Masafumi OSHINO

^{**} TMI総合法律事務所 弁護士 Koichiro HANAMOTO

^{***} TMI総合法律事務所 弁護士 Ryo SAKAMOTO

指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応 方針」のことを指す³⁾。以下前者のみを指して 「企業結合ガイドライン」という。)が改定され、 当事会社が競争上重要なデータを保有する場合 の企業結合審査の留意点が盛り込まれた。

そこで、本稿では、データ集積を伴う企業結 合について事例を踏まえてその注意点を解説す る。

2. データ集積を伴う企業結合について

2. 1 届出規制

日本を含む主要国の競争法において、一定の 規模の企業結合については、競争法を執行する 当局に対する事前届出義務及び待機義務(当局 の審査終了まで取引を実行してはならない義 務)が課されている。事前届出義務が課される 企業結合については、事前届出を行ったのち、 禁止期間又は待機期間の満了(このように、取 引の実行禁止が解かれることを「クリアランス」 という。)を経てから実行しなければならない。

例えば、日本の独占禁止法は、株式取得について、以下の3つの要件すべてを満たす場合に 事前届出を義務付けている。

- (1) 取得会社グループ全体(連結)での国内売上高の合計額が200億円を超えること
- (2) 被取得会社及びその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超えること
- (3) 当該取得により、取得会社グループ全体で の被取得会社の議決権保有割合が新たに20 %又は50%を超えること

もっとも,近年のプラットフォーム運営事業 者による企業結合やデータ集積を伴う企業結合 の中には,対象会社の売上高が小さい等の理由 で事前届出の基準は満たさないものの,競争に 対して重大な影響を与えうるものがある。そこ で,当局がかかる企業結合を捕捉するために, 事前届出の基準に売上高以外の基準(例えば, 買収対価基準)を導入する例や、事前届出の基準を満たさない企業結合であっても当局が積極的に審査する例が見られる⁴⁾。

2. 2 実体規制

日本を含む主要国の競争法において, 競争を 実質的に制限する企業結合は禁止されている⁵⁾。

例えば、日本の独占禁止法の下では、株式取得等の企業結合行為により「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」には、かかる行為は禁止される。

そして、近年では欧州や米国において、プラットフォーム運営事業者による企業結合やデータ 集積を伴う企業結合について、かかる競争への 影響について審査された事例が公表されるに至っている。

日本においても、昨年、データ集積を伴う企業結合という観点で注目に値する事例が公取委によって公表された。それが、令和元年10月24日公表のエムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得の事例である。同事例は、前記2.1の届出義務の要件を満たさなかったにもかかわらず、競争を実質的に制限することとなるおそれがあったことから、公取委が審査を行ったものである。

次章では、同事例の分析を中心としつつ、国 内外のデータ集積を伴う企業結合事例を紹介す る。

エムスリー株式会社による株式会 社日本アルトマークの株式取得に 関する審査⁶⁾

本件は、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営むエムスリー株式会社(以下「エムスリー」という。)が、医療情報データベース提供事業を営む株式会社日本アルトマーク(以下「日本アルトマーク」という。)の全株式(議決権)を取得しようとした事例である(以下「本

事例」という。)。

3. 1 事案の概要

(1) 関係する事業の内容(後掲図1)

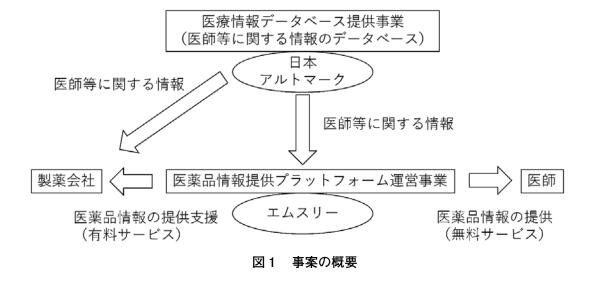
医薬品情報提供プラットフォーム運営事業とは、製薬会社・医師間の医薬品情報の提供・受領を仲介する事業である。エムスリーは、「m3.com」と称する医師や薬剤師等の医療関係者向けのポータルサイトを運営しており、このm3.comの事業の一環として「MR君」と称する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を展開していた。

医療情報データベース提供事業とは、全国の 医療機関及び当該医療機関に勤務する医師等の データをデータベース化して医療・福祉・保健 等の分野の企業や団体向けに有料で提供する事 業であり、医薬品情報提供プラットフォーム運 営事業者に対しても当該データベースを提供し ている。日本アルトマークは「メディカルデータ ベース(以下「MDB」という。)提供事業」と称 する医療情報データベース提供事業を行ってい た。同社の提供するMDBは、他のデータベー スにはない3つの特徴(日本全国の医師及び医 療施設に固有のコード(DCFコード)が付さ れていること、データベースに登録された医師 について医師資格保有者であることの確認が取れていること、会員が共同メンテナンスを行っているため情報が新しいこと)を備えているため、製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の間で事実上の標準データベースと認識されていた。

(2) 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業と医療情報データベース提供事業の関係

前記のとおり、医療情報データベース提供事業者は、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に対して、全国の医療機関及び当該医療機関に勤務する医師等のデータのデータベースを提供している。そのため、商流としては、医療情報データベース提供事業は川上、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は川下の関係に立つ。

さらに、製薬会社が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業と医療情報データベース提供事業にとって共通の顧客となっていることが、本事例では重要な意味を持つ(後記3.5(2)にて詳述する。)。



(3) 審査結果の概要

公取委は、エムスリーによる日本アルトマークの株式取得について以下の各観点に即して審査を行った結果、無条件で実施された場合には 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場における競争を実質的に制限することとなると結論付けた。

- ・日本アルトマークが、エムスリーの運営する MR君と競合する医薬品情報提供プラットフォ ームの運営事業者 (=エムスリーの競争事業 者) に対して医療情報データベースの提供を 停止しうることによる影響
- ・日本アルトマークが、エムスリーの競争事業者との取引により得たこれらの事業者に関する情報を、エムスリーと共有しうることによる影響(本稿ではこの点についての考察は割愛する。)
- ・当事会社2社が製薬会社に対してサービスを 組み合わせて供給しうることによる影響

この結論に対して、当事会社から、かかる弊害を生じないようにするための問題解消措置を講じることが申し出られたことから、公取委は、そのような措置を前提とすれば、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

3.2 一定の取引分野

(1) 一定の取引分野の画定の考え方

公取委による審査においては、まず、競争に対して与える影響の内容や度合を検討するための「場」、すなわち「一定の取引分野」、「市場」が設定される(以下「市場の画定」という。)。

市場の画定は、当事会社が供給する商品又は サービス(以下総称して「商品」という。)について、需要者にとっての代替性や供給者にとっ ての代替性を考慮して行われる。

例えば、商品 α と商品 β が存在する場合、両

商品の内容・品質や、価格・数量の動き等を踏まえて、需要者にとって両商品を選択的に購入する関係にあるかが考慮され、かかる関係があれば両商品は併せて一つの商品市場を形成する可能性がある。

また、両商品について需要者にとっての代替性が限定的であっても、商品 α の供給者が、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに商品 β も製造可能であれば、両商品につき供給者にとっての代替性があるものとして、両商品は併せて一つの市場を形成する場合がある。

次に,市場については,その地理的範囲(東京都なのか,日本全国なのか等)も問題となるところ,地理的範囲についても商品の範囲と同様に,需要者にとっての代替性及び供給者にとっての代替性を考慮して画定される。

(2) 本事例の分析

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、製薬会社と医師という2つの需要者層が存在するいわゆる「二面市場」であることから、製薬会社を需要者とした同事業と医師を需要者とした同事業の2つに分けて検討された。

そして、各需要者層向けの医薬品情報提供プラットフォーム運営事業については需要者にとって同事業と選択的に使用できる他の事業は存在せず(=需要者にとっての代替性がなく)、また多大な追加的費用やリスクを負うことなく短期間のうちにこれらの事業を開始できる他の業種の事業者も存在しなかった(=供給者にとっての代替性もなかった)。

そのため、日本全国における製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業及び医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業がそれぞれ市場として画定された。

また, 医療情報データベース提供事業につい

ても、需要者にとっての代替性及び供給者にとっての代替性が考慮された結果、日本全国における医療情報データベース提供事業が市場として画定された。

(3) 市場シェアの算定方法について

一定の取引分野(市場)が画定されれば、当該市場における当事会社や他の競争事業者の販売数量や売上高に基づいて、各社の市場シェアを算定する。市場シェアは、当該企業結合についての競争の実質的制限に関する検討の出発点となる。

もっとも, 販売数量や売上高に基づき市場シェアを算定することが適切でない場合は, 他の指標による場合がある。

本事例では、前記のとおり、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、製薬会社に対して提供されるサービスは有料であるが、医師に対して提供されるサービスは無料であった。そこで、公取委は、無料サービスの利用者である医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、医師の資格を有する会員(以下「医師会員」という。)を多く獲得するべく競争を行っているとして、医師会員数の多さが同プラットフォーム運営事業者間の競争状況を示す重要な指標の一つとなると指摘した。

以上に基づいて、製薬会社向けの医薬品情報 提供プラットフォーム運営事業の市場における シェアは売上高ベースで算定された一方で、医 師向けの医薬品情報提供プラットフォーム運営 事業の市場におけるシェアは医師会員数ベース で算定された⁷⁾。

3. 3 競争の実質的制限

(1) 3つの企業結合の形態

企業結合審査においては,対象となる企業結 合が水平型企業結合,垂直型企業結合,混合型 企業結合のいずれに該当するかによって検討の 枠組みや考慮すべき要素が異なる⁸⁾。

水平型企業結合とは、「同一の一定の取引分野において競争関係にある会社間の企業結合」 をいう。

垂直型企業結合とは、「メーカーとその商品 の販売業者との間の合併など取引段階を異にす る会社間の企業結合 | をいう。

混合型企業結合とは、「異業種に属する会社間の合併、一定の取引分野の地理的範囲を異にする会社間の株式保有など水平型企業結合又は垂直型企業結合のいずれにも該当しない企業結合 | をいう。

なお, 1つの企業結合が前記のうち複数の類型に該当する場合には, 各類型の観点から検討が行われる。

(2) 本事例における検討

エムスリーと同様に日本アルトマークも医薬 品情報提供プラットフォーム運営事業を行って いたため、水平型企業結合に該当する事例であ った。

また、日本アルトマークはエムスリーを含む 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に 対して医療情報データベースを提供していたこ とから、垂直型企業結合にも該当した。

さらに, エムスリーと日本アルトマークは製薬会社に対して異種のサービスを提供していた ことから, 混合型企業結合にも該当した。

もっとも、以上のうち、公取委は、日本アルトマークの医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に係る売上高は極めて僅少であることから、水平型企業結合の観点では競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

3. 4 垂直型企業結合

(1) 投入物閉鎖の観点

垂直型企業結合の観点では、川上市場の会社

と川下市場の会社が結合することで、川上市場の当事会社が、川下市場における当事会社の競争事業者に対して、商品の供給の拒否や差別的な供給対価の引上げを行う余地がないか検討される。もしそのような行動が採られれば、川下市場において、競争事業者の競争力が減退して市場から退出したり、新規参入が妨げられる可能性がある。かかる川下市場における競争者の排除や新規参入の阻止をもたらす行動を投入物閉鎖という。

投入物閉鎖が行われるか否かは、当事会社が ①投入物閉鎖を行う能力と②投入物閉鎖を行う インセンティブの有無を考慮して検討される⁹⁾。

①投入物閉鎖を行う能力については、川上市場の当事会社が大きな市場シェアを有する場合や川上市場競争事業者の市場シェアとの格差が大きい場合、川上市場の競争事業者が十分な供給余力を有していない場合、技術的な理由等により川下市場の競争事業者が川上市場の当事会社からその競争事業者へ購入先の切替えを容易に行うことができない場合などにおいて、認められやすい¹⁰⁾。

データの集積との関係においても,競争上重要なデータを有する川上市場の当事会社と当該データを活用してサービス等を提供する当事会社が垂直型企業結合を行うことに伴い,川下市場の競争事業者に対するデータの供給拒否が行われ,当該競争事業者が排除される場合がある。同様に,競争上重要な知的財産権を有する川上市場の当事会社と当該知的財産権を活用してサービス等を提供する当事会社が垂直型企業結合を行うことに伴い,川下市場の競争事業者による当該知的財産権へのアクセスが拒否され,当該競争事業者が排除される場合がある¹¹⁾。

次に、②投入物閉鎖を行うインセンティブについては、川上市場の当事会社が川下市場の競争事業者に対して供給拒否等を行うことにより川上市場の当事会社の販売量が減少して利益が

減少する,川下市場の競争事業者の競争力が減退し川下市場の当事会社のシェアが増加してその利益が増加する,川上市場の競争者の競争力が減退し川上市場の当事会社の利益が増加する,といった様々な影響がありうる。

このような各社への影響を予測した結果,投入物閉鎖を行うことにより当事会社グループとして新たに得られる利益が失う利益より大きい場合には,投入物閉鎖を行うインセンティブがあると考えられる¹²⁾。

(2) 本事例での判断

企業結合後に、日本アルトマークが、エムスリーの提供するMR君と競合するような医薬品情報提供プラットフォームの運営事業者(=エムスリーの競争事業者)に対して、医療情報データベースの提供を停止する等の行為によって、エムスリーの競争事業者の競争力が削がれて撤退したり、新たな医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の新規参入が阻害されることとならないかが問題となった。

まず、①投入物閉鎖を行う能力については、 公取委は、以下の事情を指摘し、当事会社は当 該能力を有すると判断した。

- ・医療情報データベースは、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業にとり必要不可欠であること
- ・日本アルトマークのMDBを利用することに よって、医療用医薬品の広告や情報提供に関 する法令の規制に違反しないことが担保され ているほか、個々の医師の属性を踏まえて、 ターゲットを絞った医薬品情報提供が可能と なること
- ・日本アルトマークのMDBと同水準のデータ ベースを提供できる事業者は存在せず、主要 な医薬品情報提供プラットフォーム運営事業 者の中で日本アルトマークのMDBの提供を 受けていない事業者は存在しないこと

次に、②投入物閉鎖を行うインセンティブについては、エムスリーの競争事業者の競争力を減退させることで利益を増加させることができると指摘して肯定した。

以上の事情から、当事会社は投入物閉鎖を行いうるため、垂直型企業結合の観点で独禁法上問題があるとされた。かかる検討においては、川上事業者である日本アルトマークの提供するデータにつき、川下事業の運営に不可欠であることや、他の事業者が同等のデータを提供することが容易ではないことといったデータの特性を踏まえた判断がなされている。

なお、このような公取委の指摘に対して、当事会社は、本件取引後期間の定めなく、エムスリーの競争事業者(新規事業者も含む)へのMDB等の提供を拒絶しないこと及び競争事業者に対して提供するMDB等の価格、内容、品質等の取引条件について差別的な取扱いを行わないことという問題解消措置¹³⁾をとることを申し出たことから、当該措置を踏まえれば結論として問題ないと判断された。

(3) 参考事例

なお、公取委は、本事例以前にも、データの 取引に関連した企業結合において、データの性 質も踏まえた判断を行っている¹⁴。

例えば、有料動画提供事業を営む川上事業者と有料動画配信事業を営む川下事業者の企業結合に際して、川上事業者が川下市場の競争事業者に対して有料動画の提供を拒否すること(投入物閉鎖)の可能性、川下事業者が川上市場の競争事業者からの有料動画の調達を拒否すること(以下「顧客閉鎖¹⁵⁾」という。)の可能性につき検討された。

公取委は、前者の検討において、動画という データのコンテンツは、同一素材を複数の需要 者向けに転用することが費用面で容易であり、 多くの需要者に提供するほど収益拡大につなが ることも踏まえて,投入物閉鎖の可能性は乏し いと判断した。

また、後者の検討においては、川下事業者が 川上市場の競争事業者からの有料動画の調達を 拒否すると、取扱い有料動画の数・種類が減少 して視聴者数の減少をもたらすことから、川下 事業者がかかる顧客閉鎖を行う可能性は乏しい と判断した。

このように、データ集積を伴う垂直型企業結合の検討においては、当該垂直的企業結合において問題となるデータの性質や当該データを第三者から取得することの難易度等が考慮される。

3. 5 混合型企業結合

(1) 混合型市場閉鎖(組合せ供給)の観点

混合型企業結合においては、企業結合後、当事会社が、それぞれの商品を技術的に組み合わせた商品を市場に供給し、契約上組み合わせて販売し、又はそれぞれ単独で供給する場合の価格の合計額よりも一括して供給する場合の価格を低い水準に設定すること(以下「組合せ供給」という。)がある。

かかる組合せ供給により、それぞれの商品の 市場における競争事業者の競争力が減退して市 場から退出したり、新規参入が妨げられる可能 性がある(以下「混合型市場閉鎖」という。)。

混合型市場閉鎖が行われるか否かは、当事会 社グループが①混合型市場閉鎖を行う能力があ るか否か、及び②混合型市場閉鎖を行うインセ ンティブがあるか否かを考慮して検討される¹⁶⁾。

例えば、甲商品を供給する一方当事会社(A社)の市場における地位が相当程度高く、甲商品及び他方当事会社(B社)の乙商品の補完性の程度も高い場合、甲商品と乙商品を組合せ供給することにより、乙商品を供給する他方当事会社(B社)の市場における地位が高まり、乙商品の市場の競争者(Y社)の競争力が減退し、市場から退出させられる可能性がある。

(2) 本事例での判断

前記のとおり、日本アルトマークのMDBと、 当事会社を含む各事業者が提供する医薬品情報 提供プラットフォーム運営事業には、共通の需 要者として製薬会社が存在している。そして, 製薬会社は、どの医師に対して医薬品情報提供 を行うのかにつき医薬品情報提供プラットフォー ム運営事業者に対して指示を出すところ、この 指示はMDBに付されている日本全国の医師及 び医療施設に固有のコード(DCFコード)を 使って行われている。そこで、当事会社が製薬 会社に対して、MDBの提供に当たり、当事会 社の医薬品情報提供プラットフォームの利用を 義務付けること. 他社の医薬品情報提供プラッ トフォームの利用を禁止すること、当事会社の 医薬品情報提供プラットフォームを利用するこ とを条件にMDBの提供価格を値引きすること 等が懸念された。

そして、当事会社の①混合型市場閉鎖を行う 能力について、製薬会社にとって日本アルトマークのMDBは必要不可欠なものであり、当事 会社が前記のような組合せ供給に及べば製薬会 社はこれを受け入れざるを得ないことから、競 争関係にある医薬品情報提供プラットフォーム 運営事業者は市場から排除される可能性が高い として、当該能力があるとされた。

また、②混合型市場閉鎖を行うインセンティブについても、当事会社は自己の競争事業者を排除することによって利益を増加させることができるとして、当該インセンティブがあるとされた。

このように、本件では、データベースを提供する日本アルトマークの市場における地位が極めて高く、かつ、当該データベースとエムスリーの医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の補完性の程度も高いことから、組合せ供給による医薬品情報提供プラットフォーム市場における競争事業者の排除の問題が生じる蓋然性が

大きかったといえる。公取委の前記の指摘を受けて、当事会社は、本件実行日以降期間の定めなく、MDBの提供に併せて当事会社の各種サービスを利用することや他社サービスを利用しないことを条件にせず、当事会社の各種サービスを利用することを条件にMDBの価格等の条件を有利に設定することはしないという問題解消措置をとることを申し出たため、公取委は、かかる措置を踏まえれば結論として問題ないと判断した。

(3) 参考事例

混合型企業結合においてデータの性質が考慮 された事例は海外でも存在することから、以下 ではかかる事例につき解説する。

1) Google/DoubleClick事件¹⁷⁾

本件は、インターネット検索エンジン運営事業、オンライン広告仲介事業等を行うGoogle, Inc. (以下「Google」という。)が、広告配信ツール提供事業を行うDoubleClick, Inc. (以下「DoubleClick」という。) を買収したものである。

欧州委員会は、Googleの有する利用者の検索 履歴とDoubleClickの有する閲覧履歴(同社の クライアントである広告主の顧客がどのウェブ ページを閲覧したかという履歴)が統合される ことにより、Googleの提供するターゲット広告 の精度が上がり、オンライン広告仲介事業にお けるGoogleの地位が高まって競争者が排除され るのではないかを検討した。

もっとも,欧州委員会は,2008年3月11日, 以下の理由から,競争法上の問題はないと判断 した。

・DoubleClickの有する閲覧履歴をGoogleのサービスに利用することは広告主との契約で禁止されている。そして、DoubleClickが当該閲覧履歴をGoogleのサービスに利用できるように契約を変更しようとすれば、DoubleClickは中立的なサービス提供者でなくなり広告主

が離れる可能性がある。

・仮にGoogleとDoubleClickが前記検索履歴と 閲覧履歴を組み合わせたとしても、Microsoft やYahoo!といった競争者は、これらのデータ を組み合わせたものを両社以外から入手可能 であり、競争上不利になることはありそうに ない。

本件は、企業結合の結果検索履歴と閲覧履歴 というデータが統合されることの競争への影響 について、当該データ利用に関する契約上の制 約や第三者からの入手可能性も考慮して判断し たものといえる。

2) Facebook/WhatsApp事件¹⁸⁾

本件は、スマートフォン向け消費者コミュニケーションアプリ事業、SNS事業、オンライン広告サービス事業等を営むFacebook、Inc.(以下「Facebook」という。)が、スマートフォン向け消費者コミュニケーションアプリ事業を営むWhatsApp Inc.(以下「WhatsApp」という。)を買収したものである。

欧州委員会は、Facebookが、本件買収後、オンライン広告サービス市場においてターゲティング広告サービスの精度を高めてその地位を強化するために、ワッツアップ(WhatsAppが提供するサービス)ユーザーからデータ収集を開始するのではないかを検討した。しかし、そのためには、ワッツアップのプライバシーポリシーの変更が必要であり、また、ワッツアップのユーザープロフィールとフェイスブック(Facebookが提供するサービス)のユーザープロフィールの照合が必要であるが当該照合はユーザーが手作業で行わなければならないとの障害があり、容易ではないと判断された。

さらに、仮にかかるデータ収集がなされたとしても、Googleを始めとする競争者の存在を考慮すると、本件買収後も、Facebookがターゲティング広告サービスに有用なユーザーデータを支配下に置くといった状況にはならないと判

断された。

結論として,2014年10月3日,本件買収は承認された。

本件は、ワッツアップが収集するデータが、Facebookのオンライン広告サービス事業にとり 投入財となりうることを前提に、投入財となる 現実的な可能性及びオンライン広告サービス事業の競争に与える影響を分析したものである。

なお、欧州委員会は2017年に、Facebookが 前記本件買収の審査時に、「ワッツアップとフェ イスブックのユーザープロフィールの照合はユー ザーが手作業で行わなければならない」との誤 った情報を提供した(実際には、当時、自動的 に照合する技術的可能性が認識されていた)と して同社に110百万ユーロの制裁金を課した¹⁹⁾。

3) Microsoft/LinkedIn事件²⁰⁾

本件は、PC向けウィンドウズOS市場及び関連ソフトウェア市場において有力な地位を有するMicrosoft Corporation(以下「Microsoft」という。)が、プロフェッショナルSNS市場において圧倒的な地位を有するLinkedIn Corporation(以下「LinkedIn」という。)を買収したものである。

欧州委員会は、本件買収により、Microsoftが、リンクトイン(LinkedInが提供するサービス)を全てのウィンドウズPCにプレインストールすること、リンクトインをマイクロソフト・オフィスに統合して両者のユーザーデータベースを統合すること等により、LinkedInの競争者が排除され、プロフェッショナルSNS市場におけるサービスの品質(例えばユーザーのプライバシー保護水準)が下がるのではないかとの懸念を持った。

そこで、Microsoftは、2016年12月6日、PC メーカー及び販売業者がリンクトインをプレイ ンストールしない自由を有しプレインストール した場合はユーザーがリンクトインを削除でき るようにすること、他のプロフェッショナルSNS の現状のマイクロソフト・オフィスとの互換性 を維持することを含む問題解消措置をとった。

本件は、利用者が無償で利用できるプロフェッショナルSNSにつき、買収によるデータベースの統合等がサービスの品質(例えばユーザーのプライバシー保護水準)に与える影響を明示的に検討したものである。

4) GoogleによるFitbitの買収

Googleは、健康及びフィットネス機器を販売するFitbit、Inc. (以下「Fitbit」という。)の買収を企図している。本件買収に関しては、Fitbitが顧客の健康データを有することから、当該データをGoogleがどのように活用するのかにつき競争法の観点からも関心がもたれている。なお、Googleは、Fitbitの有する顧客の健康データをGoogleの広告事業には用いず、Fitbitの顧客に対して当該データの移動・削除の自由を与えることを表明している²¹⁾。本件買収は、米国司法省及び欧州委員会に対して届出がなされ、審査がなされている。

4. 知的財産的観点と企業結合

4. 1 知的財産的観点からの企業結合にお けるトピック

知的財産的観点から企業結合において注目を集めているトピックの一つとして、キラーアクイジション(Killer Acquisition)がある。キラーアクイジションの語²²⁾は、一般に、市場において成功している大手会社が、将来の脅威に成長する可能性のある新生スタートアップを買収することで将来の競争に先制することを指して使われることが多く、買収された側の有していた製品や技術は普及する芽を失うことが多いとされ、しばしば企業結合の届出や審査の基準に達しない規模の段階で実行されるとされる。そのため、競争法と知的財産権分野との関係では、当局による企業結合の審査の眼をかいくぐることによってイノベーションとその普及を阻害す

る結果や長期的にみての反競争的効果が懸念される²³⁾。

このキラーアクイジションに関する競争法の 観点からの懸念は、例えば、令和元年10月9日 に行われた公取委の事務総長定例会見におい て、キラーアクイジションに関する質問が出さ れ、事務総長から「デジタル分野においては、 現在まだ市場においてはそれほど大きな存在で はないにしても, 将来的に発展するかもしれな い、特にデータを集積しているスタートアップ 企業の芽を、大手の企業が摘み取ってしまうと いうところに、競争に対するリスクがあるので はないかというのは国際的にもホットイシュー になっている | との発言がなされた²⁴⁾ ところに も表れている。ここではデータの集積への言及 に留まっているが、データに限らず、競争上重 要な知的財産権等、とりわけそれが市場シェア に反映されない高い潜在的競争力を有している ような場合についても同じ問題がある。

公取委の企業結合ガイドラインにおいてはこ れが明記されている。同ガイドラインにおいて は、結合する二つの当時会社の市場シェアが小 さいために水平的企業結合によっても通常は競 争を実質的に制限することにならないと考えら れる場合であっても, 当該当事会社が競争上重 要なデータや知的財産権等の資産を有するな ど、市場シェアに反映されない高い潜在的競争 力を有しているような場合には, 当該企業結合 が一定の取引分野における競争を実質的に制限 することとなるか否かについて検討が必要とな ることがあるとし、同様に、一定の取引分野に おける競争単位の数を減少させない垂直型企業 結合及び混合型企業結合であっても, その後に, 川上市場における重要なデータの供給又は知的 財産権等のライセンス供与の拒否若しくは不利 な条件での取引によって、川下市場の閉鎖性・ 排他性の問題が生じないか、あるいはある市場 において既に事業を行っている会社Aが、その

事業を行ってはいないが重要なデータや知的財産権等を有しており当該市場に参入した場合には有力な競争者となることが見込まれる会社Bと企業結合を行うことによって会社Bの新規参入の可能性を消滅させることにより一定の取引分野での競争を実質的に制限することとならないか²⁵⁾ については、それぞれにおける、川下市場の閉鎖性・排他性の程度、又は潜在的競争の消滅による競争に与える影響の程度のほか、①当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況等、②輸入、③参入、④隣接市場からの競争圧力、⑤需要者からの競争圧力、⑥総合的な事業能力、⑦効率性、⑧当事会社グループの経営状況の判断要素について判断することとしている。

ここでは、データに限らず、知的財産権等の 競争上重要な投入財についてもデータの考え方 に準じて判断する、との枠組みが示されており、 競争上重要なデータという財と競争上重要な知 的財産権等は同様に取り扱われる要素となって いる。

4. 2 企業結合に関して知的財産権に検討 が及んだ事例

1) Facebook/WhatsApp事件

キラーアクイジションの代表的な例としてしばしば言及されるものの一つに、前出のFacebook/WhatsAppの事例がある。もっとも、米国における当局の審査において知的財産権の点が特段取り上げられた旨報じられてはおらず、またEUにおける欧州委員会による審査を承けた決定では、①消費者コミュニケーションアプリ事業、②SNS事業、③オンライン広告サービス事業の3つの市場に焦点が当てられたが、①の検討の中で、知的財産権に関して「消費者コミュニケーションアプリに関して競争者が参入することに障害となる特許、ノウハウその他の知的財産権は見当たらず、消費者コミュニケー

ションアプリで利用されている技術は相当標準的なものになっている。この点は、当局が競争者に行った調査からも明らかである。結局、WhatsAppはメッセージ関連技術に関する特許を持っておらず、またFacebookはいくつかの特許権を持っているが、いずれも標準技術にかかわるものではない。」と触れられており、結合後に当事会社が消費者コミュニケーションアプリ市場において不当な地位を取得することとなるかにつき、当該市場での両社の企業結合と知的財産権の集積の観点からは競争阻害的要素がないと指摘したものといえよう²⁶⁾。

2) Nokia/Alcatel-Lucentの事例²⁷⁾ とSEP

Nokia Corporation(以下、Nokiaという。)と Alcatel-Lucent S.A.(以下、Alcatel-Lucentという。)は、いずれも無線アクセスネットワーク(RAN)機器市場及びコアネットワークシステム(CNS)ソリューション市場における有力な世界的供給者であり、その企業結合はEU規模を持つものとして、その水平的企業結合が2015年に欧州委員会で審査された。欧州委員会は、本件企業結合によって各市場における結合後の市場シェアがEU又は全世界では30%を超える例も一部の特定の機器についてみられるものの、両者の強みは地理的に分散していること、またEricsson、Huawei、ZTE、Samsung²⁸⁾といった強力な競争者が存在していることを理由に、競争法上の懸念はないとした。

これに加えて、欧州委員会は、Nokiaと Alcatel-Lucentがいずれも無視できない数の特許ファミリーを保有し、とりわけその中には多数の標準化必須特許(Standard Essential Patents、"SEP")が含まれていることから、両者の特許ファミリーが統合されることに関しての検討も行われた。ここではSEPについてはFRAND(fair, reasonable and non-discriminatory)条件でのライセンス供与がコミットされており本件結合はこれに影響を及ぼすものでは

ないこと等、また、非SEPについても結合後の会社の競争者にとってそれが競争上不可欠であるという証拠は見当たらないことを理由に、本件企業結合によってSEP及び非SEPのポートフォリオが統合されることに関連して閉鎖的効果は生じないものと結論付けている²⁹⁾が、両社の水平的企業結合における特許ファミリーの水平的な統合という知的財産権の集積が取り上げられて検討された点が注目される。

3) Qualcomm/NXP Semiconductorsの事例と SEP

Qualcomm Incorporatedは集積回路とシステムソフトウェアの開発・販売業者であり、モバイル機器デバイス、とりわけベースバンドチップセットを開発・供給する他、セルラー技術に関するSEPを含む知的財産権ポートフォリオを有し、これをライセンス供与する事業に従事していた。NXP Semiconductors N.V.(以下, NXPという。) は集積回路とディスクリート半導体製品の製造・販売業者であり、特定のアプリケーション向けの半導体とシステムソリューションとからなる高性能混合信号デバイスを販売していた。

2016年10月にQualcomm Incorporatedがその子会社Qualcomm River Holdings B.V. (以下,両社を併せてQualcommという。)を介してNXPの全株式を取得する契約を締結したため、米国、EU、日本、中国を含む各国の当局に企業結合の届出がなされ、米国、日本等でクリアランスが得られた 30 ほか、EUでもクリアランスが得られた 30 ほか、EUでもクリアランスが得られた 30 が、そこではLTEベースバンドチップセット 32 市場、NFC 33 及びSE 34 チップ市場並びにNFC技術に関する知的財産権市場との関係で、この企業結合には反競争的効果があるとされ、問題解消措置をとることが条件とされた。ただ、中国の当局(MOFCOM)からはクリアランスが得られず、結局、本件企業結合は実施されないこととなった。このうち欧州委員会の

クリアランスの決定では知的財産権の集積への 言及がなされており、これを概観すると次のと おりであった。

QualcommはLTEベースバンドチップセット 市場において支配的地位にあり、NXPはNFC チップ市場. SEチップ市場及びNFC/SE組合せ ソリューション市場において一定の市場支配力を もっており、また結合後の新会社はNXPの持つ MIFARE技術³⁵⁾ (交通サービス系技術として極 めて重要であるがFRANDベースでのライセンス 供与の義務に服していない)を通じて交通サービ ス系技術市場において支配的地位に立つことと なる³⁶⁾。新会社がLTEベースバンドチップセット とNFC/SE関連製品を組み合わせて安く販売す ることとし、その後、自らはこれにMIFARE 技術を実装して販売する一方. 競争者に対して はMIFARE技術のライセンス料を高くするかラ イセンス拒否し、また製品の相互運用可能性(interoperability)の維持に関する情報提供等で競 争者を不利に扱うことで、LTEベースバンドチッ プセット市場及びNFC/SE関連製品市場から競 争者は排除される結果につながるとされた37)。

また、両社はとりわけNFC技術に関連する 重要特許を補完的に多数保有しているところ、 NXPは製品に特許等が使用されていてもその 販売後はそれが「消尽」するビジネスモデルで あるが、Qualcommは「no license, no chip」と 呼ばれるビジネスモデルであり、両社の結合後 は強力な単一の「クリティカル マス」(技術の 普及が爆発的に跳ね上がる分岐点)を超えた NFC特許ポートフォリオとなって極めて強力 な交渉力をもつこととなり、結合前よりもその ライセンス料を大幅に引き上げることが可能と なるとした。つまり、NFC技術に関連する知 的財産権のライセンス市場³⁸⁾ において知的財産 の集積の観点から競争阻害的効果が生じること が問題とされた。

結局, Qualcommの申し出た問題解消措置と

して、①NFC技術に関連する知的財産権の集積に関しては、QualcommはNXPが持っていた特定の特許権(これにはNFC標準に必須とされる全ての特許権を含む)を取得しないこと、②NFC技術に関連する特許権を積極的に権利行使しないこと(防衛目的は除く)、③当事会社製品と第三者製品の間での相互運用可能性が確保されること、④現在NXPにより提供されているに劣らない条件でMIFARE技術が競争者に対してもライセンス提供されることが企業結合のための問題解消措置の条件として付されることとなった。

5. 企業結合に関わる法整備等の今後の 動向

5. 1 日 本

日本においては、前記2. 1及び2. 2のとおり、 昨年末、公取委の企業結合に係るガイドライン が改定され、データの価値評価やデータを投入 財とする企業結合審査の留意点が盛り込まれ た。また、公取委は、実際にも、エムスリーに よる日本アルトマークの株式取得につき、義務 的届出の対象でないにもかかわらず審査を行い、問題解消措置を前提に承認するなど、デー タ集積を伴う企業結合に対して積極的に審査を 行う姿勢を示している。

更に、2020年2月18日には、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案が閣議決定された。この法律案は、データを活用した新たな産業の創出等に係るデジタルプラットフォームの役割の重要性と利用者の利益保護の必要性に鑑み、政令で指定される特定デジタルプラットフォーム提供者に対して、取引条件等の情報の開示等を求めるものである。この法律案自体はデータ集積を伴う企業結合を規制するものではないが、当該法律の制定の趣旨に照らすと、データ集積を伴う企業結

合に対して当局が今後も高い関心を示すことが 予想される。

5. 2 海 外

米国においては、司法省及び連邦取引委員会が、垂直的企業結合ガイドラインの改訂案を公表している³⁹⁾。当該ガイドラインには、データ集積を伴う企業結合についての特別の言及はないものの、前記Fitbitの買収の件に関連して、米国司法省がデータ集積を伴う垂直的企業結合についてどのような判断を示すかが注目される。

欧州委員会においては、昨年来、デジタル時代への適応、人工知能及びビッグデータの最大限の活用等を掲げており⁴⁰⁾、かかる観点からの企業結合に関わる法整備等が予想される。

6. おわりに

以上に述べたとおり、公取委の企業結合に係るガイドラインが改定され、データの価値評価やデータを投入財とする企業結合審査の留意点が盛り込まれたこと、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案が閣議決定されたことを踏まえると、公取委は、データ集積を伴う企業結合について、届出義務のない案件であっても、競争に与える影響を注視する可能性があり、とりわけ一定規模以上のデジタルプラットフォームの関与する企業結合については高い関心を示すことが予想される。

したがって、データ集積を伴う企業結合を企 図する企業は、届出義務のない案件であっても、 データ集積が競争に及ぼす影響につきあらかじ め十分な検討を行うことが望ましい。

そして、かかる検討においては、企業結合後の当事会社による集積されたデータの現実的な利用可能性(契約上や技術上の制約があり利用に制約があるのか等)、競争者が代替データを取得・利用する可能性等につき、当局の調査に対して説得的な説明ができるような準備を行う

ことが望まれる。

注 記

- 1) 公取委, 競争政策研究センター, データと競争 政策に関する検討会報告書, pp.51~55 (2017) https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_ files/170606data01.pdf (参照日: 2020.3.9)
- 成長戦略実行計画, p.17 (2019)
 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/ pdf/ap2019.pdf (参照日: 2020.3.9)
- 3) 公取委,企業結合審査に関する独占禁止法の運 用指針

https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html(参照日:2020.3.9)同,企業結合審査の手続に関する対応方針https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html(参照日:2020.3.9)

- 4) 前掲注3)企業結合審査の手続に関する対応方 針6(2)において、届出基準を満たさない企業結 合であっても買収対価が400億円を超えると見込 まれ、かつ以下の①から③のいずれかを満たす など「国内の需要者に影響を与えると見込まれ る場合」には事前に公正取引委員会への相談が 望まれるとしている。
 - ①被買収会社の事業拠点や研究開発拠点等が 国内に所在する場合
 - ②被買収会社が日本語のウェブサイトを開設したり、日本語のパンフレットを用いるなど、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合
 - ③被買収会社の国内売上高合計額が1億円を 超える場合
- 5) なお、かかる禁止は、事前届出義務及び待機義務(前記2.1) が課される企業結合であるか否かを問わず適用されるのが一般的である。
- 6) 公取委,エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得に関する審査結果について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191024m3.pdf (参照日:2020.3.9) なお、本件は、令和元年度における主要な企業結合事例について事例8に収録された。

7) ヤフー株式会社による株式会社一休の株式取得 の事例で検討対象となったオンライン旅行予約 サービスも、①ホテル業者等に対して提供され る有償の予約受付・予約管理サービスと、②一般消費者に対して無償で提供される予約サービスから構成されていた。そこでは、一方のサービスの利用者数の増加が他方のサービスの質を高めるという間接ネットワーク効果を有するが、このような場合、①の売上高のみで当事会社や競争者の市場における地位を測ることは適切ではなく、②の無償サービスによる利用者数(データの集積)をも市場シェアの一環として考慮すべきであるとされた。

- 8) 企業結合ガイドライン第3の2
- 9) 企業結合ガイドライン第5の2(1)ア
- 10) 企業結合ガイドライン第5の2(1)ア(ア)
- 11) 企業結合ガイドライン第5の2(1)ア(ア)及び注12
- 12) 企業結合ガイドライン第5の2(1)ア(イ)
- 13) 「企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合においても、当事会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消することができる場合」における、そのような措置のことを指す。事業譲渡やグループ会社の売却といった構造的措置によって競争事業者を強化することが原則であるが、そのような措置が困難である場合には、本件のような行動的措置が講じられることもある(企業結合ガイドライン第7)。
- 14) 株式会社KADOKAWA及び株式会社ドワンゴに よる共同株式移転(平成26年度における主要な 企業結合事例について事例8) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ h27/jun/150610_1_files/150610_1.pdf
- 15) 投入物閉鎖に類似する概念として顧客閉鎖が存在する。顧客閉鎖とは、当事会社のうち川下の事業者が、当事会社のうち川上の事業者の競争事業者からの購入を停止する等の行為により、川上市場における競争者の排除・新規参入の阻止をもたらす行動をいう。投入物閉鎖と同様に、顧客閉鎖を行う能力とインセンティブの観点から、そのような問題が生じるか否かが判断される(企業結合ガイドライン第5の2(2))。
- 16) 企業結合ガイドライン第6の2(1)ア
- 17) Case No COMP/M.4731 Google/DoubleClick http://ec.europa.eu/competition/mergers/ cases/decisions/m4731_20080311_20682_en.pdf
- 18) Case No COMP/M.7217 FACEBOOK/WHATS APP

- http://ec.europa.eu/competition/mergers/cases/decisions/m7217_20141003_20310_39621 32_EN.pdf
- 19) 欧州委員会2017年5月18日プレスリリース http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1369_en.htm
- 20) Case M.8124 Microsoft/LinkedIn http://ec.europa.eu/competition/mergers/ cases/decisions/m8124_1349_5.pdf
- 21) Google発表, 2019年11月1日プレスリリース https://blog.google/products/hardware/agree ment-with-fitbit
- 22) Colleen Cunningham, Florian Edererほか, Killer Acquisitions https://www.gsb.stanford.edu/sites/gsb/files/ io_09_18.pdf
- 23) 近時はこのキラーアクイジションの語の意味が 多義的に用いられるようになっており、買収さ れた側の有していた製品や技術の一部が買収し た側によって利用されていたり、企業結合の届 出基準に達した取引に対してもこの用語を用い る例が見られる。
- 24) 令和元年10月 9 日付事務総長定例会見記録 https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2019/oct_ dec/kaikenkiroku191009.html
- 25) この類型が、Killer Acquisition型に対応すると 考えられる。
- 26) 前掲注18), p.22(120)における, 5.1.3.4. General barriers to entry and expansion参照。
- 27) Case No COMP/M.7 6 3 2-NOKIA/ALCATEL-LUCENT https://ec.europa.eu/competition/mergers/ cases/decisions/m7632_788_2.pdf
- 28) 前掲注27) の文書は欧州委員会決定のPUBLIC VERSIONとして一部省略・簡潔化して公表しているものであり、これらEricsson、Huawei、ZTE、Samsungの語が指す正式な企業名は文書中には見当たらない。
- 29) 前掲注27), p.39(5.5 Patent Aggregation(212)) 以下

- 30) 平成29年度における主要な企業結合事例につい て事例3
 - https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/29nen do_files/180606.pdf 当事会社による問題解消措置の申し出が認められた結果であるが、公表事例には知的財産権への言及は見当たらない。
- 31) 2018年 1 月18日欧州委員会決定 https://ec.europa.eu/competition/mergers/ cases/decisions/m8306_3479_3.pdf
- 32) 無線通信の基礎的機能を担うもの。
- 33) 近距離無線通信(Near Field Communication)
- 34) セキュアエレメント (Secure Element) はセキュリティ確保の技術である。
- 35) 欧州委員会は前掲注31) の中で,交通サービス 系技術の市場を全世界とした上で,これに競合 する技術としてCALYPSO, FeliCa, CIPURSE を挙げるが, MIFAREが支配的地位にあり,最 重要と評価している。
- 36) いずれの商品市場についても地理的範囲は全世界とされた。
- 37) ここでは商品の組合せ供給による市場の閉鎖性・排他性の問題(混合型市場閉鎖)が取り上げられているが、そこで利用されている技術に着目すれば、当該技術に関する知的財産権についての組合せ供給についての問題と見る余地もあろう。
- 38) 地理的範囲は欧州経済圏 (EEA) とされた。
- 39) 2020年1月10日米国司法省プレスリリース https://www.justice.gov/opa/pr/doj-and-ftcannounce-draft-vertical-merger-guidelinespublic-comment なお、当該ガイドラインは2020年6月30日に公 表された。
- 40) 2019年9月10日欧州委員会プレスリリース https://ec.europa.eu/commission/presscorner/ detail/en/IP_19_5542

(URL参照日は1)~6)を除き全て2020年3月1日)

(原稿受領日 2020年3月10日)